

議案第55号

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年5月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
 条例

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成28年加西市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2 東高室地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

東高室地区地区整備計画区域	(1) 幼稚園、老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 診療所 (3) 税務署、警察署、保健所、消防署、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (4) 店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が6,000㎡以内のもの (5) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (6) 事務所その他これに類するもの (7) 工場で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの (8) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。） (9) 路線バスの停留所の上家 (10) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (11) 前各号の建築物に附属するもの	200㎡（ア欄第8号又は第9号に掲げる用途に供する建築物の敷地の場合を除く。）	次の各号に掲げる敷地面積の区分に応じたそれぞれ当該各号に定める数値とする。 (1) 1,000㎡以上10,000㎡未満の場合 1m (2) 10,000㎡以上の場合 2m	15m（ア欄第3号に掲げる用途に供する建築物にあっては20m）
---------------	--	---	---	---------------------------------

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(審議資料)

東高室地区地区整備計画区域内に建築することができる建築物の用途にフィットネスクラブ等の運動施設を追加するため、所要の改正を行うもの。